

2026 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(学内入学選考 9 月)

1 時限目 専門科目

刑事法 試験問題

受 験 番 号	氏 名

次の事例を読んで、以下の問いに答えなさい。

保険外交員であるXは、夫A及びその間にできた4人の子と一緒に暮らしていたものであるが、自らの不倫行為に伴う遊興のため借金を繰り返し、Aを事故死に見せかけて殺害し生命保険金を詐取しようと考え、B生命保険会社社員に対し、上記保険金詐取目的を秘して契約を申し込み、同社社員をして生命保険契約を締結させ、その保険証書の交付を受けた。

その後Xは、保険勧誘で知り合ったYに殺害の実行を依頼し、Yも、多額の借金を抱えていたことから、報酬欲しさにこれを引き受けた。

Yは、自ら運転する自動車（以下「Y車」という。）をAの運転する自動車（以下「A車」という。）に衝突させ、示談交渉を装ってAをY車に誘い込み、クロロホルムを使ってAを失神させた上、M川付近まで運びA車ごと崖からM川に転落させてでき死させるという計画を立てた。Yは、助手席側ドアを内側から開けることのできないように改造したY車にクロロホルム等を積んで出発したが、Aをでき死させる場所を自動車で1時間以上かかる当初の予定地から近くの港に変更した。

同日夜、Yは、Xから、Aが自宅を出たとの連絡を受け、路上において、計画どおり、Y車をA車に追突させた上、示談交渉を装ってAをY車の助手席に誘い入れた。次いで、Yは、多量のクロロホルムを染み込ませてあるタオルをAの背後からその鼻口部に押し当て、Aの腕を押さえるなどして、クロロホルムの吸引を続けさせてAを昏倒させた。その後、Yは、Aを約2km離れた港まで運び、ぐったりとして動かないAをA車の運転席に運び入れた上、同車を岸壁から海中に転落させて沈めた。

Aの死因は、でき水に基づく窒息であるか、そうでなければ、クロロホルム摂取に基づく呼吸停止、心停止、窒息、ショック又は肺機能不全であるが、いずれであるかは特定できない。Aは、YがA車を岸壁から海中に転落させて沈める前の時点で、クロロホルムを吸引させて昏倒させたことにより死亡していた可能性がある。

(最高裁判所第一小法廷平成16年3月22日決定(最高裁判所刑事判例集第58巻第3号187頁)を翻案した。)

1. Xについて、詐欺罪が成立するか検討しなさい(Yの共犯的関与についての検討は不要とする)。
2. 本事例は、講学上その後の直接的行為に向けた準備行為である第1行為と直接的行為である第2行為から成る「早すぎた構成要件実現」類型に分類されることがある。これに関連して、次の各設問に答えなさい。
 - ① Yについて、第1行為及び第2行為における故意の存否を検討しなさい。
 - ② Yについて、第1行為と第2行為を全体として1個の行為として見ることの適否について検討しなさい。
 - ③ 「早すぎた構成要件実現」とは逆の「遅すぎた構成要件実現」類型について、故意及び因果関係の見地からこれを説明しなさい(事例に関わりなく一般論を述べること)。
3. Yの犯行(2.①②に掲げるもの)に関連して、これに直接関わっていないXも可罰的であるか、共犯形式に注意して検討しなさい。

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科 （ 博士前期 ） 課程

2026年度入試 （ 9 ） 月期 <2025年度実施>

（ 学 内 ） 入学選考

（ A 専門科目 ）

科目名 （ 刑 事 法 ）

「クロロホルム事件」として知られる最高裁判所第一小法廷平成16年3月22日決定（最高裁判所刑事判例集第58巻第3号187頁）を素材にした事例問題であるが、同事件を翻案したものであるから、同決定の判旨を尋ねられているわけではない。同決定の判断枠組みについては、実行行為（特に実行の著手）と故意（特にその存否）の関連づけが問われることが多いが、本出題では、論点を単純・明確化するために、同事件のもつ刑法総論・各論の問題の構造とこれに対する学説の理解を尋ねていることに注意が必要である。

各設問に際して説明・論述が望まれる論点は、以下のとおりである：

設問1. 保険金詐欺の目的を秘して保険契約を締結したことについて、詐欺罪に該当するか論じられていること。

設問2.① 第1行為（クロロホルムを吸入させる行為）があった準備段階と第2行為（被害者の乗った乗用車を海中に転落させる行為）があった犯行計画上の実行段階を適切（具体的）に見分け、それぞれの段階で殺害の故意が存在するか論じていること。

設問2.② 第1行為と第2行為の関係に関して、一連・一体の行為として論ずることが可能であるか、全体として一個の行為とみることのできる要件について言及しつつ論じていること。

設問2.③ いわゆるヴェーバの概括的故意の事例であることに言及し、故意に関連して、第1行為の時点の故意が一連の行為の故意として扱われることを論じ、因果関係に関連しては、事後の〔異常な〕介入事情のある事例における相当性判断（相当因果関係）が必要であることを説明していること。

設問3. 共犯形式の理解を踏まえたうえで共謀共同正犯の成否について論じられていること。

出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科 （ 博士前期 ） 課程

2026年度入試 （ 9 ） 月期 <2025年度実施>

（ 学 内 ） 入学選考

（ A 専門科目 ）

科目名 （ 刑 事 法 ）

「クロロホルム事件」として知られる最高裁判所第一小法廷平成16年3月22日決定（最高裁判所刑事判例集第58巻第3号187頁）を翻案した出題である。同裁判例は、複数行為による結果発生の事案に関するものであり、そこでの主要な論点は、実行の著手及び因果関係並びに故意である。前者との関係では、行為の一体性に関する判断が必要となり、後者に関しては、いわゆる早すぎた結果実現の思考枠組みの適否が問われる。さらに、共犯者のいた事案であることから、これらの議論を踏まえた共犯関係の理解も問われることとなろう。

本出題では、これらの論点のうち、故意の存否（設問2.①）、複数行為の一連一体性（同②）並びに早すぎた結果実現の対照類型としての遅すぎた結果実現についての理解度（同③）を探るとともに、犯行指示役（X）の共犯的関与についての評価（設問3.）を問うている。さらに、詐欺罪との関係で保険金詐欺の目的による保険契約を締結することの実行行為性についての評価（設問1.）も尋ねており、刑法総論と刑法各論の総合問題という位置づけで考えるとよい。